

26. 昭和27年度文部省科学研究振興に必要な研究費の配分
に関する基本方針について

〔諮問〕

科第1139号

昭和26年12月19日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和27年度文部省科学研究振興に必要な
研究費の配分に関する基本方針について

昭和27年度文部省予算のうち「科学研究の振興に必要な研究費」
の配分に関する基本方針について、貴会議の意見を承りたい。

右第35回科学技術行政協議会の議を経て、貴会議に諮問する。

⑤

文大研第915号

昭和26年11月28日

諮問第2号

内閣官房長官 岡崎勝男 殿

文部事務官 日高第四郎

日本学術会議に対する諮問について

日本学術会議に対し、下記のとおり諮問していただきたいと思
いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、昭和27年度予算は、まだ決定しておりませんが、事務運
営上事前に諮問する必要がありますので御了承下さい。

記

昭和27年度文部省予算のうち「科学研究の振興に必要な研究
費」の配分に関する基本方針について御意見を承りたい。

[答申]

庶登第76号

昭和27年3月5日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

昭和27年度文部省科学研究振興に必要な

研究費配分に関する基本方針について

(昭和26年12月19日付科第1139号

による諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議は、下記のとおり答申します。

なお、このことについては、本会議研究費委員会で審議し、その成案を2月25日、本会議第45回運営審議会に諮って、可決されたものであることを申し添えます。

記

1. 昭和27年度文部省科学研究振興に必要な研究費（以下科学研究費等という）の配分の基本方針は、次のとおりとする。
 - (1) 科学研究費等は、各研究機関の経常研究費によっては実施し得ないような研究を賄うために、支出せらるべきである。
 - (2) 科学研究費交付金を交付せられる総合研究は、参加研究者の組織的な活動によって、総合の成果が期待されるものでなければならない。
 - (3) 科学研究費交付金を交付せられる各個研究は、課題及び研究者から見て、研究成果の期待されるものでなければならない。
2. 昭和27年度の科学研究費等の審査、配分に当る文部省科学研究費等分科審議会の委員候補者を別紙名簿のとおり推薦する。

注) 昭和27年度文部省科学研究費等分科審議会委員候補者名簿は省略